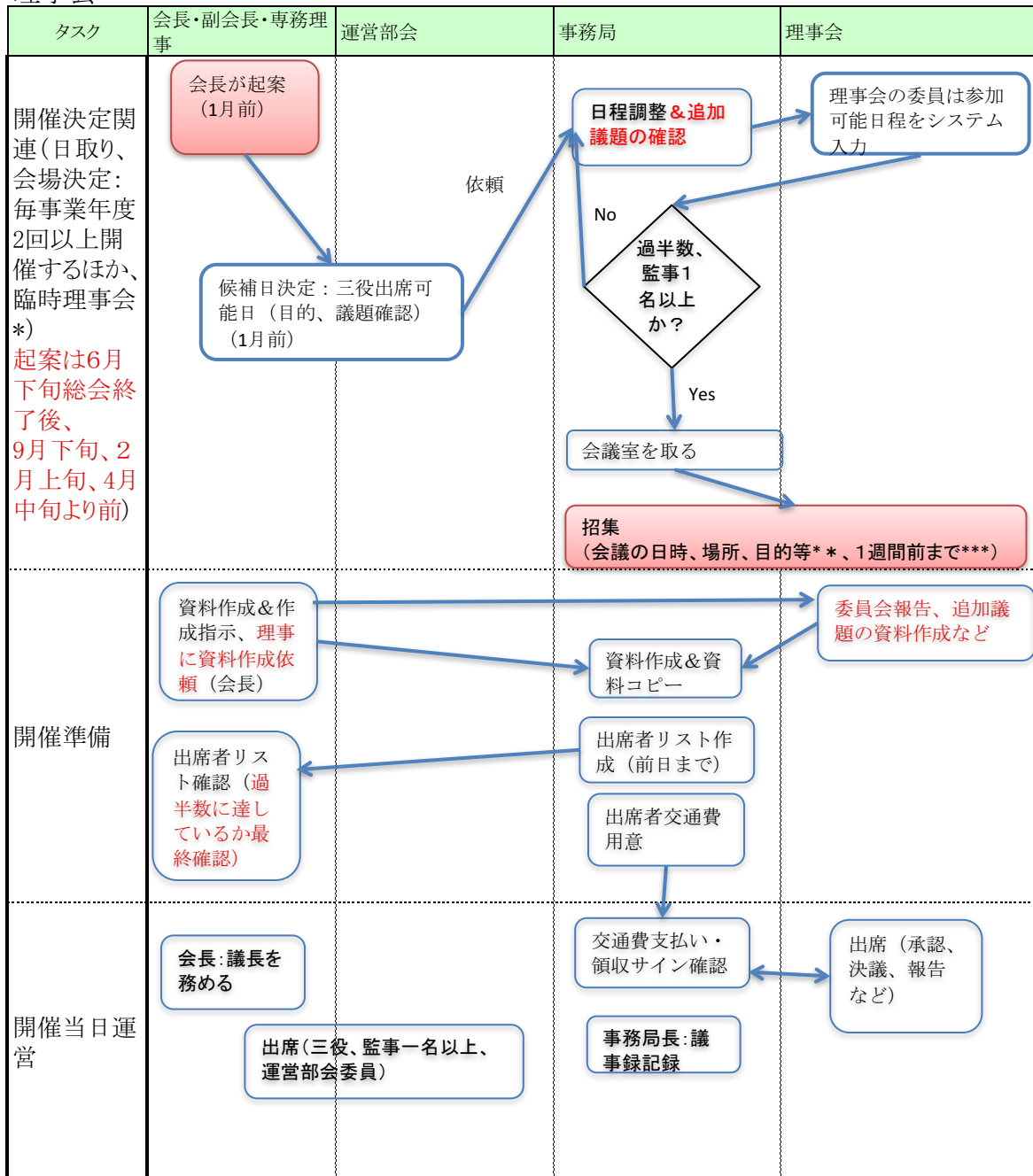
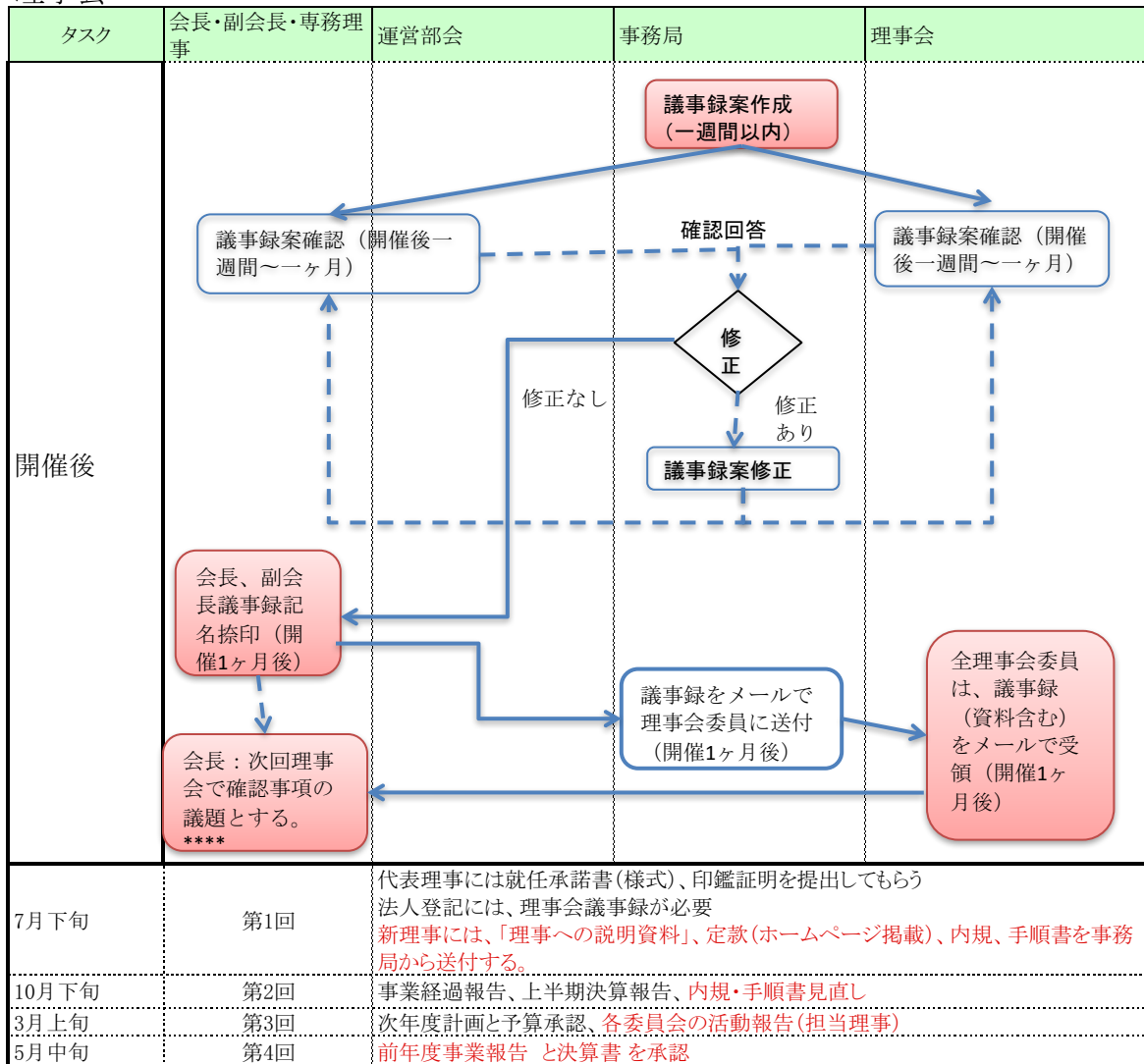


理事会



理事会



* 定款第32条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度2回以上開催するほか、臨時理事会として、次のいずれかに該当する場合に開催する。

** 目的等とは議題(～の件)のこと(一般社団法人法より)
 なお、審議事項については出来るだけ資料添付のこと。

*** 定款第34条3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的等を記載した書面または電磁記録により、開催日の1週間前までに、各役員に通知しなければならない。
 定款第33条(2) 会長以外の理事から、会議の目的である事項を示して招集があったとき
 (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知がない場合は、その請求をした理事が招集したとき
 (4) 第25条第5項の規定により、監事から、会長に招集の請求があったとき、または監事が招集したとき

【報告の省略】

定款第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。

【議事録】

定款第38条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
 2出席した会長、副会長および監事は、これに署名または記名押印しなければならない。

【電磁的決議提案】

第 37 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について議決に加わることのできる理事の全員が、書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。
 ただし監事が異議を述べたときは、その限りではない。

法人法第95条第5項

理事会の決議に参加した理事であって第三項の議事録に異議をとどめないものは、その決議に賛成したものと推定する。